

農地中間管理事業における遊休農地の借受基準

次のいずれにも該当しない農地であること。

- (1) 耕作放棄地など、農地として利用することが著しく困難な場合。
(例えば、松等の木本類(直径 5cm 以上)や葛等の雑草が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地)
- (2) 一区画あたりの面積が狭小(10アール未満、(樹園地の場合2アール未満))の場合。
- (3) 農作業に必要な機械(コンバイン、作業運搬車など)が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。